



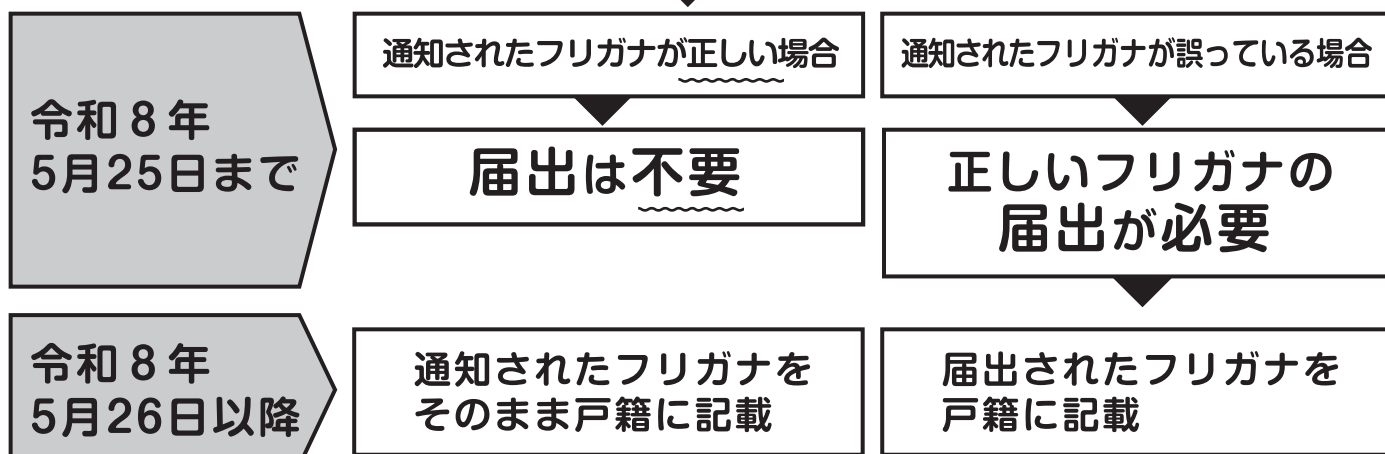
# 氏名のフリガナを確認するハガキが届きます

令和7年5月26日に改正戸籍法が施行され、戸籍の氏名にフリガナが記載されるようになりました。

本籍地の市区町村から、順次、戸籍に記載される予定のフリガナの通知が届きます。(上毛町が本籍地の方には、8月下旬以降に通知が届きます)

フリガナの通知は、同じ戸籍で同じ住所の家族分がまとめて届きます。通知が届いたら必ずご家族で内容を確認してください。

## 戸籍の氏名にフリガナが記載されるまでの流れ



### 通知されたフリガナが誤っている場合

#### 届出方法

- ・本籍地または住所地の市区町村へ届出書を提出または郵送
- ・マイナポータルによりオンラインで届出

#### 届出人

- 氏のフリガナの届出
  - ・筆頭者
  - ・筆頭者が死亡などにより除かれている場合は、配偶者
  - ・配偶者も除かれている場合は、子
- 名のフリガナの届出
  - ・本人(15歳未満の場合は親権者)

### 届出の際に気をつけること

すでにお持ちのパスポートや年金手続きで登録した銀行口座のフリガナと違うフリガナを戸籍に記載した場合、パスポートや銀行口座などの名義のフリガナの変更手続きが必要になる場合があります。



※フリガナの届出に手数料はかかりません。届出をしなくても罰則はありません。

〈振り仮名コールセンター〉 ☎ 0570-05-0310

■開設時間 8:30~17:15 (休日・年末年始を除く)

問 住民課 生活窓口係 ☎ 72-3116(内線144)



法務省ホームページ

ボーリングや既設ポンプの設置替えなどをお考えの方に

## 生活用水給水施設整備補助金

生活用水給水施設(ボーリングなど)を新設する費用の一部を助成する上毛町生活用水給水施設整備事業補助金を交付しています。また、既設ポンプの設置替えについても、条件を満たす場合は助成を行ないます。年度内に設置をお考えの方はお早めにお申し込みください。

補助を受けようとする方は、必ず工事着工前に補助金の申請を行ってください。

※着工後の申請は、補助金の対象となりません。  
※簡易水道の給水区域内は、対象外となります。

## 農業集落排水事業

農業集落排水事業は、水質を保全して生産性の高い農業と活力ある農村社会の形成を目的としています。

現在、ハッ並・吉岡、土佐井地区(一部を除く)が供用開始されており、ハッ並・吉岡地区は平成12年10月から現在まで123戸、土佐井地区は平成16年4月から154戸のご家庭などが接続を完了されています。事業実施地域でまだ接続が完了されていないご家庭は、お早めに町指定の「指定工事店」の施工で接続いただきますようお願いいたします。

申問 建設課 上下水道係 ☎ 72-3159(内線192・198)

浄化槽の設置をお考えの方に

## 浄化槽設置整備補助金

生活排水による公共用水域の水質汚濁を防止するため浄化槽の設置を推進しています。浄化槽は、台所、トイレ、洗面所、風呂場など家庭から出る汚れた水をそれぞれのご家庭できれいにするものです。

現在、町では設置補助金を増額しています。年度内に設置をお考えの方はお早めにお申し込みください。

補助を受けようとする方は、必ず工事着工前に補助金の申請を行ってください。

※着工後の申請は、補助金の対象となりません。  
※農業集落排水事業区域内は、対象外となります。

### ■補助金額

|      |            |
|------|------------|
| 5人槽  | 600,000円   |
| 7人槽  | 840,000円   |
| 10人槽 | 1,200,000円 |



## 令和8年度コミュニティ助成事業の募集

コミュニティ助成事業は、一般財団法人自治総合センターが宝くじの受託事業収入を財源として、地域が自主的に行うコミュニティ活動に必要な備品や設備などの整備に対して助成を行い、地域のコミュニティ活動の充実・強化を図ることにより、地域社会の健全な発展と住民福祉の向上に寄与することを目的とする事業です。

※申請を希望する団体は、8月22日(金)までに企画開発課にご相談ください。

助成対象団体 自治会などの町が認めるコミュニティ組織

助成対象事業 以下のとおり

| 事業名            | 助成対象                                           | 助成金額                      |
|----------------|------------------------------------------------|---------------------------|
| 一般コミュニティ助成事業   | コミュニティ活動に直接必要な設備の整備に要する経費                      | 100万円~250万円               |
| コミュニティセンター助成事業 | コミュニティセンター、自治集会所などの建設または大規模修繕、及び必要な備品の整備に要する経費 | 総事業費の5分の3以内<br>限度額2,000万円 |
| 青少年健全育成助成事業    | 主に親子で参加するスポーツ、レクリエーション活動に要する経費                 | 30万円~100万円                |

※自治総合センターからの発表により、事業内容などに変更が生じる可能性があります。  
※事業の採択は、自治総合センターが行いますので、申請しても採択されとは限りません。

申問 企画開発課 企画情報係 ☎ 72-3112(内線122)

